## 事前要件確認書(新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金)

事業主記載事項		
1	名前:	
2		
_		
3	事業内容:	
0	<b>労務管理等に係る状況(はい・いいえのどちらかを〇で囲んでください)</b>	
【学	が働者について】	
4	雇用している労働者はいますか。	(はい・いいえ)
5	常時雇用する労働者は何人ですか。	( 人)
6	同居の親族のみを雇用している等、雇用関係が明確でない者を労働者に含んで ないですか。	(はい・いいえ)
7	ないですか。 有給休暇を取得した労働者は、申請日時点において1日以上は勤務したことが「	(はい・いいえ)
あ	りますか。	(10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/1
r ±	- 4分十四について	
<b>⊾</b> 1≒ 8	『給休暇について】 以下のいずれかに該当する有給休暇ですか。	
-	) 新型コロナウイルス感染症に関する対応として「新型コロナウイルス感染症	(はい・いいえ)
	に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」(令和2年3月24日文部科	
	学省公表)等に基づき臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者	
(2	として行うための有給休暇 ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など感染したおそれのある、小	(はい・いいえ)
<u>~</u>	学校等に通う子どもの世話を保護者として行うための有給休暇	(120. 0.0.2)
3	医療ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合	(はい・いいえ)
	に重症化するおそれのある基礎疾患等を有する子どもの世話を保護者として	
0	行うための有給休暇(令和2年4月1日以降適用) 雇用する労働者の申し出によるものですか。	(1+1) (1)(2)
9 10		(はい・いいえ) (はい・いいえ)
11	労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)により取得させ	(はい・いいえ)
	と休暇ですか。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
12	年次有給休暇の場合と同等の賃金が支払われるものですか。	(はい・いいえ)
<b>ľ</b> ⊞	加成金申請予定者の提出予定資料について】	
13	労働者名簿の整備はされていますか。	(はい・いいえ)
14	賃金台帳は整備されていますか。	(はい・いいえ)
15		(はい・いいえ)
16		(はい・いいえ)
17 18	雇用されている労働者に労働条件通知書等を交付していますか。 休暇簿、出勤簿・タイムカード、勤務カレンダー等は整備されていますか。	(はい・いいえ) (はい・いいえ)
10	小阪海、山町海 ノームル 「、町切りレンノ 寺は正開で4666よりが。	(はい・しい)

令和 年 月 日 北陸農政局長 様

※1(地方農政局等確認欄)

確認年月日: 年 月 日

所属:

確認者:

- ※1 4~18 に(いいえ)があると、助成金の申請が出来ない場合がありますので、助成金要領等をご確認下さい。
- ※2 「農業等個人事業所に係る証明申請書」の提出の際に、併せて提出して下さい。

## 【記載上の注意事項】

注1:8①の「臨時休業等」とは、小学校等が臨時休業や当該施設又は事業の利用の停止を行うことのほか、地方公共団体、当該施設又は当該事業を行う者から可能な範囲で当該施設又は事業の利用を控えるよう依頼すること、特定の子どもについて、学校長が新型コロナウィルスに関連して特別に欠席を認めることをいいます。

注2:8①の「小学校等」とは、以下の施設又は事業をいいます。

小学校、義務教育学校(前期課程に限る。)、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、特別支援学校(全ての部)、不登校の学齢児童の学習指導を主たる目的とする教育支援センター・不登校特例校・その他民間施設、放課後児童健全育成事業、放課後等デイサービスを行う事業、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、へき地保育所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業、児童心理治療施設(通所の用に供する部分に限る。)、児童自立支援施設(通所の用に供する部分に限る。)、児童発達支援を行う事業、医療型児童発達支援を行う事業、短期入所を行う事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター。

ただし、障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校(後期課程に限る。)、高等学校、中等教育学校、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校(高等課程に限る。)、各種学校(中学校又は高等学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、不登校の学齢生徒の学習指導を主たる目的とする教育支援センター・不登校特例校・その他民間施設も含む。

注3:8②の「感染したおそれのある子ども」とは、発熱等の風邪症状が見られる子ども又は新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者である子どもをいいます。

注4:8②の「保護者」には、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者のほか、事業主が有給休暇を取得させた場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

注5:8①については、春休みなど小学校等が元々休みの日に取得した有給休暇は含まれません。8②については、小学校等が元々休みの日であるかにかかわらず、上記の期間に取得した有給休暇が全て含まれます。

注6:8③については原則、令和2年4月1日以降に限ります。ただし、特定の子どもについて、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくても良いと認めた場合は、令和2年3月以前についても対象となるため、その場合には8の①を「はい」とすること。